

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第36回）議事録

1. 日時 平成30年5月22日（火） 16：30～17：44

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、石井 夏生利 委員、内田 真人 委員、
大谷 和子 委員、北 俊一 委員、酒井 善則 委員、関口 博正 委員（以上8名）

② 総務省

渡辺 総合通信基盤局長、古市 電気通信事業部長、竹村 事業政策課長、安東 事業政策課調査官、影井 事業政策課課長補佐、宮野 事業政策課課長補佐、藤野 料金サービス課長、大塚 料金サービス課企画官、荻原 電気通信技術システム課長、道方 電気通信技術システム課課長補佐、深掘 番号企画室長、内藤 データ通信課長、徳光 消費者行政第一課長、大村 消費者行政第二課長

③ 関係団体・企業

日本電信電話株式会社 北村 亮太 経営企画部門担当部長（統括）
東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 黒田 勝巳 経営企画部 営業企画部門長

4. 議題

- (1) 答申に基づく取組状況について
- (2) その他

○山内主査　それでは、皆様、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会（第36回）」を開催いたします。

本日の出欠状況でございますけれども、岡田委員、長田委員、三友委員はご欠席でありまして、大谷委員は遅れてのご出席と伺っております。

それでは、まず、配付資料の確認について、事務局からお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　配付資料の確認をいたします。議事次第に記載のとおり、本日の資料は、資料36-1から資料36-4までの計4点となっております。過不足等ございましたら、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

○山内主査　よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題でございますけれども、本日の議題は、「答申に基づく取組状況について」ということでございます。固定電話網のIP網への円滑な移行に関しまして昨年9月に取りまとめた答申があるわけでありましてけれども、この答申に基づく取組のフォローアップというものを行いたいということが今日の趣旨であります。

進め方ですけれども、まず総務省から、電気通信事業法等の一部改正の概要を説明いただきます。改正法については、今申し上げた昨年9月の答申を踏まえまして、本年3月に国会に提出され、先週16日に成立したと伺っております。あわせて、携帯電話における緊急通報のコールバック機能に関する検討状況の説明をお願いしたいと思います。

それから、後半は、NTTから利用者対応・緊急通報に関する状況の説明をお願いし、その後、事業者間意識合わせの場の事務局等の立場から、事業者間での検討状況の説明をお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますが、電気通信事業法等の一部改正等について、渡辺基盤局長からお願いいたします。

○渡辺総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の渡辺でございます。

改正法の概要をご説明させていただく前に、私から先生方にご報告とお礼をさせていただきます。先ほど山内主査からご紹介のあったとおり、本審議会において昨年9月に取りまとめたいただきました「固定電話網のIP網への円滑な移行」に関する答申を踏まえまして、電気通信番号に関する制度整備、電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護等を内容とする電気通信事業法等の一部を改正する法律案を今国会に提出

し、先週16日に成立したところでございます。山内主査をはじめとする本委員会の委員の皆様方のご尽力により、固定電話網の円滑な移行に向けた制度整備を進めることができましたことを心より御礼申し上げます。

総務省といたしましては、改正法の1年以内の施行に向けて省令等の整備を進めてまいりますので、今後ともご指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

それでは、改正法の詳細については担当からご説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○安東事業政策課調査官　それでは、資料36-1に基づきまして、電気通信事業法等の一部改正についてご説明を申し上げます。

36-1の2ページ目をごらんください。先ほど局長の渡辺のほうからもご案内ございました昨年9月の答申に基づいて、電気通信番号の効率的な使用や適切な管理について制度整備を図ってございます。

現状の左の四角でございますが、番号のニーズの増大による逼迫、また、事業者における番号の未使用の状況、さらにはIP網移行に対応した番号管理のあり方の変更、固定電話の双方向番号ポータビリティの実現。こうした答申にうたわれました課題に対処するために、右側の制度整備でございますが、下の絵でございますとおり、電気通信事業者の皆様が電気通信番号を使って電気通信サービスを提供するに際しまして、その番号に関する使用計画を提出いただくということを制度整備させていただきます。これに関しましては、既存の指定を受けた番号も含めて改めて「棚卸し」ということで、それぞれ使用計画を出していただきたいと考えております。この番号の使用計画を提出するに当たって、総務大臣において、それぞれの番号ごとの番号計画というものを作成いたします。例えば070に関しましては、携帯電話の用途に使うこと、無線局免許を有していること、さらに緊急通報、番号ポータビリティの実現を図ることなどの条件や期限なども付した各番号ごとの一覧表のようなものを作成させていただきます。さらには、その番号がどれだけ今現在使用されている、逆に言うと空いているという情報もお示しした上で、それに基づいて各事業者は使用計画を出していただきます。この計画が適正であることを確認した上で総務大臣は認定を行い、番号の指定を行うという形にさせていただきます。使用条件に反した場合には、是正命令、取り消しのような担保措置を講じておりまして、番号使用の適正化を図ってまいりたいと考えております。

なお、この制度の対象には、番号を利用して電気通信サービスを提供する事業者ということとなりますので、例えばMVNO、FVNOの皆さんのように番号の直接的な国からの指定は受けておりませんが、番号を利用して、例えば指定を受けた事業者から卸提供を受けるような形で番号を使用してサービスを提供する事業者もその対象になってございますが、事業形態が異なるという点などもございますので、一定の軽減措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

こちらにつきましては、公布後1年以内の施行を目指しておりまして、具体的な省令につきましては、今後、情報通信行政・郵政行政審議会のほうに諮問をさせていただきたいと考えております。また、施行後半年間の猶予を設けて、各事業者においての申請を受け付ける旨規定しているところでございます。

続きまして、3ページ目をごらんください。電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護についてでございます。

答申におきましても、左側の現状にありますとおり、INSネットのデジタル通信モードの終了に伴う課題について議論をいただきました。事前の周知が円滑な移行にとって重要であるとのこと指摘を踏まえまして、右側の制度整備でございますが、この絵の中の一番右のサービスの休廃止に関する事後届出という点は変更せず、利用者に及ぼす影響が大きいサービスの休廃止に関しては、左側にあります利用者周知に関する事前届出を求めることとしております。届出を求める周知内容については、移行先となり得るサービス、苦情・相談窓口などを、今後、省令において規定をしていきたいと考えております。これをあらかじめ行政が確認することにより、必要な取組状況を確認し、円滑なサービスの移行を促進してまいります。また、どういったサービスが利用者の利益に及ぼす影響が大きいかという点については、総務省令において具体的に定めてまいりたいと考えております。

あわせて、欄外、一番下に「このほか、」とございますが、第一種・第二種指定電気通信設備の事業者がその機能を休廃止する場合においても、あらかじめの周知義務を新たに課すものでございます。こちらにつきましても、公布後1年以内の施行に向けて必要な制度整備を図ってまいりたいと考えております。

以上が資料36-1、電気通信事業法等の一部改正についてでございます。

続きまして、資料36-2、携帯電話における緊急通報のコールバック機能の検討状況（一次報告）を紹介させていただきます。

こちらは、マイグレ答申の二次答申において、固定電話の緊急通報が回線保留機能から変更になるという点がございまして、そちらについての対処をおまとめいただいておりますが、あわせて、緊急通報の発信が携帯電話からというケースが増えてきているという現状を踏まえまして、携帯電話からの発信に対応するコールバックにつきましてもつながりやすくなる機能の具備について検討が必要という答申をいただいたところでございます。

1 ページ目でございますが、その検討に当たりまして、緊急機関（警察、消防、海上保安庁）の皆様方と携帯事業者の3社の皆様と総務省において非公式な実務会議を二次答申の検討の過程から行っておりまして、下のスケジュールにございますとおり、4月6日まで5回実施しております。その検討結果の一次報告を、今般、各事業者様を代表しまして総務省のほうからご報告させていただきます。

2 ページ目でございます。検討結果の一次報告といたしましては、コールバックがつながりやすくなるために5機能の検討が必要ではないかとされました。すなわち、①の1XY（110番、119番等）の番号表示、②転送機能の解除、③着信拒否機能の解除、④第三者との通話制限、⑤災害時の優先通信の扱い、この5つでございますが、非公式協議の検討の結果、①、②、③、⑤につきまして、実現する、または既存機能、同等の機能を実現するという取りまとめになってございます。④につきましては、現在、第三者に発着信することについて、固定電話については回線保留という制限がございまして、携帯についてはないということ踏まえまして、アンケート調査を実施しております。具体的には、緊急機関が一定のかけ直しをするために必要な時間を勘案しながら、利用者のところで約1分程度、第三者への発着信が制限されるという想定をもとにアンケートを行った結果、2回行っておりますが、一定の割合でその制限をされると困るという回答があったことなどを踏まえまして、通信制限の導入には慎重な検討が必要という意識合わせが行われておりまして、当面は実現を見送ることとし、必要に応じ、引き続き課題の把握・整理を行うということになっております。これにつきましては、110番などの番号が表示されることに伴って、相当程度、コールバックがとりやすくなる、通知機能が向上するという点もあわせて考えていく必要がありますので、2024年1月を目途に、①、②、③、⑤の機能の実現に向けての方策をさらに検討していくこととして、一定のつながりやすさを確保していくということを今後も非公式協議の中で続けていくこととなったところでございます。

この検討の過程のアンケートなどは4ページ目に記しておりますが、ご説明は割愛をさせていただきます。

この点、携帯電話の緊急通報と、この後、NTTから説明がございます固定電話の緊急通報、内容が類似しているところがございますので、この後の質疑応答に関しまして、緊急通報については後ほど一括でお受けしたいと思っております。

以上、説明でございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容を踏まえまして、委員の皆様からご質問あるいはご意見があればご発言を願いたいと思っておりますが、いかがでございましょう。どうぞ。

○酒井委員 具体的なところは後で決めるんだろうと思えますけれども、この最初の事業法の一部改正の3ページ目の利用者周知の内容に関する事前届出なんですけど、例えばINSネットなんかの場合には、明らかにNTTのサービスなので、これをやめるときには事前届出はわかると思うんですけども、モデムなんかどうなるんでしょうか。別に、モデムにしる、ファクスにしる、そういうサービスを提供しているわけじゃないだろうと思うので。

○安東事業政策課調査官 おっしゃるとおり、モデムそのものというよりは、音声通信のサービスでございますので、そちらが終了するときに、同様に利用者に対する影響が大きければ制度の対象となりますけれども、モデムそのものとしては、別途そこだけで勘案するということは今回の制度の中では考えていないという状況です。

○酒井委員 わかりました。

○山内主査 そのほかにいかがですか。特によろしいですか。

ちょっと私、見ていてふと思ったんですけども、資料36-2のところの1ページ目で、右側に緊急通報の件数と発信元の内訳が書いてありますが、これ、110番と119番でIP電話発というのが、これ、左側で110番は入っているんですけど、それが30%で、右側が加入電話とIP電話別々になっていて、これを合わせると結構な数字になるわけですが、随分違うものだなというふうな感じを持っているんですけど、これ、いかがですか。

○安東事業政策課調査官 これは、昨年この委員会でも同じご指摘がございました。

110番は屋外でかけているケース、例えば事故であったり、窃盗に遭ったとか、そう

いうときに携帯からかけているシーンが多いのではないかというのが一般的な傾向でございます。他方で119番は、例えば病気になったなど、家からかけるというシーンも多いということではございます。いずれにせよ、両方とも携帯電話発の部分は累次、増えていっているという状況であることは変わりません。

○山内主査　ありがとうございます。大変失礼いたしました、去年も議論したということで。

ほかによろしいですかね。どうぞ。

○北委員　この第三者との通話制限のアンケート結果ですが、調査会社でもある野村総研としては、アンケートの設問次第で回答というものはある程度コントロールできるわけですが、この聞き方をされたら、「困る」って答えるのではないかと思います。今、PSTNでは実装されている。なぜそんな機能があるのかというと、例えば強盗が入ってきて、110番したときに気づかれて電話機を取り上げられ、電話に出られなくなってしまったとか、そういったケースのために、その機能が具備されてきたわけです。それを携帯電話でも実現するのかもしれないのかという話なのであって、多分、多くの人は、その理由を知らないと思うんですよ。その情報を与えずに、ただ単にこのような聞き方をしたら、「とても困る」、「少し困る」とは、おそらく想像できないと思うんですよ。ただ、具体的な件数はもちろんわかりませんが、こういう機能が具備されていたことで命が救われたということもきっとあったのではないかと思います。「当面は見送る」「必要に応じて引き続き」と書かれていますので、表現は難しいですが、誘導的でないアンケートを打たれたほうがよろしいのではないかと思います。

○安東事業政策課調査官　ありがとうございます。アンケートに関しましては、ここに問いの部分のみを書いてございますけれども、前提条件として、固定は回線保留があるというような事実についてはお伝えした上で、携帯については、仮に、今ないものを、このようにしばらくの間、60秒、友人や親戚、そのほかにかかけられないとしたらどう考えますかというような質問の仕方はしてございます。その点でいうと、どこまで回答される方がその2つの電話の違いを認識されているかというのはまた別のお話ではございますが、一定程度の知識の中でこの回答が得られております。

○北委員　半分取り消します。固定電話のことも引き合いに出されていたということですね。ただ、何のためにそういう機能があるのかということは説明されていますか。されてはいるのかと思うのですが。

○安東事業政策課調査官　そうですね。その機能の意味合いを詳細にというところまでは説明してはいません。また、今回の携帯の緊急通報に関しては、1XY、110番の通知が表示されるようになると相当程度その電話を受けてくれる可能性が高まるのではないかという議論もございました。そういう点とあわせながら、つながりやすくなる機能を総合的に評価していき、今般、①から⑤のような一次報告をさせていただいているというところがございます。

○北委員　はい、わかりました。

○山内主査　記述にありますように、当面はということでありますので、その辺もいろいろ情報を確認させていただいて、また見直すべきときが来れば見直すと、こういうことかと思えますがね。

そのほかにいかがでしょう。どうぞ。

○関口委員　1XY番号の通知については、コールバックすると緊急通報台の番号が固定電話に出てしまい、110番ってわからないところからスタートして、実は携帯のほうも同じ状況ということで、議論を進めた結果こうやって大前進をしたわけで、これ自身はとっても喜ばしいことだと思っているんですが、携帯3社が主体ということなんですが、MVNOについてはいかがなんでしょうか。実は、先月終わったモバイルの公正競争に関する検討会の中では、緊急通報に必要な位置情報そのものがまだ050IP電話だと未実施なので、その対応、状況を注視していくという報告書が作成されているんですが、MVNOについてもこの1XY番号通知ということについては進むのでしょうか。

○安東事業政策課調査官　今回は、まずキャリアさん3社の関係でこの一次報告を整理させていただいておりますので、その先、どこまで一次報告の範囲を広げていくかということは少し検討の余地をまだ残しているというところがございます。また、コールバックに関しては、今現在、携帯について申しますと、自動呼び返し、またはコールバックが義務づけられているところがございます。この義務づけは070、080、090番号に関するコールバックのことでございますので、その点も含めて範囲を少し絞りながら議論をしているというのが現状でございます。

○関口委員　ありがとうございます。

○安東事業政策課調査官　今現在の検討としてはキャリア3事業者の緊急通報のコールバックに関しての議論をしているというのが現状でございますので、070、080、

090番号を使うMVNOについては別途ということになるかと思えます。

○関口委員　はい。

○山内主査　よろしいですかね。ほかに。特によろしいですか。

それでは、ありがとうございました。先ほど事務局からご説明がありましたように、これから省令等の整備ということですので、法改正に基づく省令の整備等、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、NTTから、利用者対応・緊急通報に関する状況について説明をお願いいたします。

○NTT東日本（飯塚）　NTT東日本・西日本でございます。本委員会で発表の機会をいただくのは約8カ月ぶりになります。私どもは、2017年9月の二次答申後も引き続き、答申に示された方向性、スケジュール等を踏まえて、固定電話の円滑なIP網移行に向けて、利用者、関係団体、緊急通報機関、接続事業者様等との対応を進めています。本日は、この二次答申以降の取組状況について説明いたしますので、皆様から忌憚のないご意見、アドバイスをいただければと思ひます。

大きく、山内先生からご紹介いただいたとおり2つに分けて説明させていただき、まず前半は、資料36-3により、サービスの継続または終了に関するお客様対応の状況と、緊急通報機関との対応状況について説明いたします。資料、紙でもお配りしていますが、目の前のディスプレイを見ていただければ幸ひでございます。

では、まず、めくって3ページをごらんください。まず、お客様対応に関する状況について説明いたします。私どもは、冒頭お話したとおり、二次答申にまとめられた内容を踏まえ、特に確定したスケジュールを中心に、昨年10月に改めて報道発表を行いました。内容としては、二次答申の振り返りを兼ねて申し上げますと、2021年1月にIP-IP接続を開始、緑色の線です。2024年1月に固定電話発信の通話のIP網経由の切りかえを開始し、加入電話、INSネットの契約については一斉に引き継ぎ、新たな料金を適用、赤い線でございます。それで2025年1月までにIP網移行完了、黒い部分でございます。下の囲みの部分でございますが、IP網移行後の固定電話の料金・提供条件は、基本的に移行前と同じ、通話料はIP網の特性を踏まえ全国一律3分8.5円としたいと。INSネット（デジタル通信モード）は、2024年1月に終了し、その後、当面、補完策を2027年ごろまで提供するとしております。

4ページをごらんください。昨年10月の報道発表後、IP網移行後も基本的に工事

不要・手続不要、電話機交換不要で、固定電話を引き続きご利用いただけることや、I P網移行をトリガーとした悪質な販売勧誘にご注意いただきたいというメッセージをダイレクトメールで全国約2,000万のお客様にお知らせしました。あわせてでございますが、右側ですね、新聞でも地方紙を含め全国で52紙、トータル約4,000万部の広告掲載を行い、広く周知を図りました。ダイレクトメールの実物は画面だけでございますが、これが拡大したものでございます。これを2,000万のお客様にお送りしたと。このダイレクトメールの作成に当たっては、I P網移行の概要と、悪質な販売行為の注意喚起を極力シンプルにお伝えできるようにということで、実は、きょうお休みですが、事前に長田さんのアドバイスもいろいろといただいて作成しております。

5ページをごらんください。こちらは、ダイレクトメール等の反応として、NTT東西のマイグレーション専用のコールセンターに寄せられたお客様からの声でございます。半年間で約3万1,000件のお声をいただいております、その大半がご自身の契約内容を確認したいとの一般的なお問い合わせ、またはI P網移行の概要に関するお問い合わせが多くなってございます。しかしながら、委員会でも少しご心配いただいた販売勧誘に関するものも6%程度ございました。その中身を見てみますと、I P網移行に直接関係するものはわずかと思われませんが、中には、ここにお示したように、アナログ電話が二、三年のうちに使えなくなるので、今のうちに光へ切りかえないといけないといった典型的なものも少しございました。この事例では、残念ながら、代理店名もお客様のご記憶がなかったのではわからなかったため、具体的なアクションを起こすには至りませんでした。しかしながら、このような不適正な事例、営業行為を私ども確認した場合には、事実関係を調査し、代理店等へ申し入れや営業停止等の是正措置を講じるようにしたいと思っております。また、引き続き、消費者団体様との連携をして被害防止の注意喚起を続けていきたいと考えてございます。

6ページをごらんください。こちらは、固定電話のI P網移行の認知度向上と消費者被害の防止に向けて、国民生活センター様、消費生活センター様のほか、幾つかの消費者団体の皆様と情報共有・意見交換をしてきた例でございます。こちらにも実は長田さんのお世話になってございますが、長田さんのご厚意によりまして、各県の地婦連の機関紙への広告掲載をさせていただいております。それがこの右側の広告掲載例でございます。また、全国消団連様の学習会にも参加させていただき、このPSTNマイグレーションに関する意見交換を行っております。

7ページをごらんください。このページは、IP網移行に向けたNTT東西のお客様対応の体制でございます。以前、左側の検討体制を細かくお見せしたこともございますが、今回の絵は、このお客様対応の体制を中心にお見せしたものとご理解ください。通常のユーザーフロント、116や113など以外に、このIP網移行の専用ポータルサイト、専用コールセンターを立ち上げて対応しております。これによりまして、FAQの掲載やダイレクトメール等への問い合わせ対応を行っております。また、終了サービスについてでございますが、法人のお客様については個別訪問も行っております。この訪問については次のページで説明させていただきます。

8ページでございます。ここからは、INSネット（デジタル通信モード）終了に向けた取組状況のご報告になります。以前にもご説明したとおり、法人のお客様については、二次答申前は約7,000のお客様にINSネット（デジタル通信モード）のサービス終了案内をしてございました。これがINSネットの回線数にすると約65万回線に相当します。昨年10月以降、まずINSネットをご利用の全てのお客様にダイレクトメールを送付して、改めてデジタル通信モードが2024年1月に終了することをお知らせしました。INSネットのご契約は昨年度末に約210万程度、その約9割が事務用、法人のお客様でございますので、約200万回線、お客様の数、ユーザー数でいいますと40万超のお客様にダイレクトメールをお送りいたしました。右側の棒グラフの青い部分でございます。さらに、この法人のお客様のうち複数の拠点でINSネットをご利用いただいているお客様から順次個別訪問してございまして、終了のご案内をしております。これは実は現在も進行中でございます。3月末時点では約4万の法人のお客様をご訪問しました。回線数でいうと約74万に相当いたします。正直なところ、まだ終了のお知らせをしたところまでのステータスのお客様が多いため、今後、訪問ユーザーを増やしつつ、デジタル通信モードの利用確認をまず進め、その利用用途に応じた代替策の提案が早くできるよう、そういったお客様を増やしていきたいと思っております。実際に、この中で光IP等の代替サービスに移行した事例というのは、正直なところ、まだ数えるほどでございます。数えるほどでございますので、この6年がかりのプロジェクトをPDCAを回しながら着実に移行事例を積み重ねていきたいと考えております。なお、これまで寄せられた法人のお客様からの声の主なものを下に載せております。これらのお声に対して、今後、例えば工事費無料化施策の検討や、EDIの団体様のお力をかりること等を行っていこうと考えてございます。

9 ページをごらんください。9 ページは、まだボリュームはそれほど大きくないものの、この個別訪問を通じてわかった、比較的うまくいったデジタル通信モードの利用用途と移行事例の紹介でございます。大枠で捉えますと、従来お示ししてきたデジタル通信モード10種類の利用用途は、今のところ変わってございません。ただ、中には、企業内WANとかEDIの中に、例えば雨量監視とかパチンコ店で利用されている例も確認できてございます。この図のほうは、まだ数は少ないのですが、光IPサービスへの移行事例でございます。左側はガソリンスタンドにおけるPOSの例、右側は金融機関の勘定系システムで、ATM等のバックアップ回線でINSネットを使っている例でございます。これを、左側はFTTHサービス、私どものフレッツ光に切りかえ、右側はひかり電話のデータコネクに切りかえていただいた例でございます。実を言うと、まだまだこうした移行事例は少ないところでございますので、引き続き、お客様の利用用途や機器確認、こういった機器をお使いになっているかの確認を進め、それに応じた代替策を提案して移行事例を増やしてまいりたいと思います。

10 ページをごらんください。10 ページは、デジタル通信モードの終了に向けた関係団体様との連携状況でございます。この委員会にある利用者保護ワーキングにご参加いただいている関係団体様とは、このページの下の方のとおり対応してございます。業界それぞれの課題に対して皆様と連携して引き続き解決を図っていきたくと考えてございます。その中で連携事例の象徴的なものとして、さまざまな団体のセミナーに参加する機会をいただいております。業界関係者への情報共有、意見交換を行ってございます。EDI分野を中心に、流通、食肉、ドラッグストアといった業界のセミナーに参加させていただいてございまして、このような機会を引き続き頂戴できればと考えてございます。

11 ページをごらんください。何度かこの絵をお出ししているわけですが、少し振り返りを兼ねて申し上げますと、2024年1月にデジタル通信モードを終了後は、当面、メタルIP電話上のデータ通信——補完策と申し上げておりますが、補完策を提供する考えでございまして、その補完策の検証環境を2016年9月から開始してございます。その検証が2018年5月時点で7団体・31社の検証を実施したということになってございます。実は昨年9月、前回の委員会で報告したものからすると、更新したところが今この赤の楕円で出たところでございますが、新たに3社の検証が完了、1社が検証実施を予定しているというステータスでございます。また、実はこれ、よく見て

いただくと、真ん中の⑤の結果確認のステータスにアルファベットでE社とかF社とかN社とか書いてございます。すなわち、検証結果が出ているにもかかわらず、結果の公表にご協力いただけない事例がございまして、いまだそれが21ございます。そういった事例でも実は、企業名の公表には応じていただけなかったわけですが、利用用途の公表にはご了解いただくことができました。この結果、先ほど申し上げたデジタル通信モードの利用用途、10種類の利用用途は、一旦全て検証したということが確認可能となっております。

12ページをごらんください。こちらは少し似た絵でございますが、こちらはアナログモデムの検証環境の利用状況でございまして、ご報告するのはこれが初めてでございます。このアナログモデムの検証環境は昨年10月からスタートしておりまして、これまでのところ、1団体・6社が検証を行っております。そのうち1団体・2社に検証結果を公表していただいている状況でございます。補完策と同様に、一部、通信時間の遅延が生じているという例は確認してございますが、通信そのものは可能であることも確認できてございます。

13ページをごらんください。こちらにも初めてのご報告になります。これも補完策なんですけど、補完策の相互接続に関する接続事業者様との対応状況でございます。少し細かい絵でございますが、デジタル通信モードを相互接続している事業者さんが現在7社いらっしゃいまして、その7社と補完策の相互接続について協議してまいりました。大別すると、課題の異なる2つのパターンがございます。

まず、上段でございます。上段は、自社サービスとしてISDNの回線を提供する事業者様との接続形態でございます。例えば申し上げますと、NTT東日本の補完策から左側から発信して、例えば右側がソフトバンク様のISDN回線だった場合、この発信側のNTT東からISDN特有信号をIP化して着信側のソフトバンク様にお渡しし、接続します。そうすると、ソフトバンク様は、IP化された信号を受け取った後、もとのISDN特有信号に戻す必要がございます。したがって、発側と着側とで信号の変換・復元について事業者間の調整が必要となります。このパターンに該当するのは右上の表の4社となります。この調整が必要というのは、補完いたしますと、私ども、この補完策というのがやはり暫定的な対処策、とまり木のとまり木というふうに考えてございますので、できますれば標準化をしないで対応していきたいと思っておりますので、個別に事業者様、現在、デジタル通信モードを提供している事業者様と、個別に調整し

ていく必要があると考えてございます。

次のパターン、下のパターン、下段をごらんください。こちらは、デジタル通信モードで着信課金サービス等を提供するサービス提供事業者様との接続形態でございます。これも例えばでございますと、図の中央のサービス提供事業者様がKDDI様であったと想像していただけますか。左側の発信のNTT東日本からISDN特有信号をIP化して真ん中のKDDI様に渡します。KDDI様は、受け取ったIPの信号を実は何も処理をせずに着信側の別の右側の事業者にそのまま渡すこととなります。とすると、上段とは異なりまして、この真ん中のKDDI様とは信号の変換と復元については調整は不要かと考えてございます。このパターンに該当するのは、この右下の表の3社になろうかと思っております。

いずれにしても、今後、これらの7事業者様と、補完策の相互接続の要否とこの個別の信号の調整について協議を行っていきたくと考えてございます。

14ページは、デジタル通信モード以外の主な終了サービスの代替策と提供状況でございます。それぞれのサービスの概要、代替策、契約数の推移をお示ししてございます。細かくは申し上げますが、これらの終了予定サービスへのお客様対応は、現在のところ、実は利用者数の多いと思われるデジタル通信モードへの対応を優先してきたため、それほどこちらのサービスについての対応は進んでございません。これについては、次のページでも申し上げますが、今年度の秋ごろからダイレクトメールの送付や個別訪問等を行っていく考えでございます。

お客様対応に関する状況の最後のページ、15ページをごらんください。こちらは今後の予定でございます。今後といっても当面、今年度の予定でございます。昨年度は、取組のメインテーマを、IP網移行の認知度向上や、悪質な販売勧誘の防止のための注意喚起に据えて進めてまいりました。今年度でございますが、特にIP網移行に合わせて終了予定のサービスについて重点的にお客様対応を行っていく考えでございます。具体的には秋以降、終了予定のサービスをご契約のお客様に対して個別にダイレクトメールをお送りし、2024年1月のサービス終了やサービスごとの代替策についてご案内する予定でございます。また、法人のお客様については、デジタル通信モードと同様でございますが、個別訪問により代替策への移行提案を進めていきたくと考えてございます。もちろん、引き続きでございますが、悪質な販売勧誘を防止するための注意喚起についてはこれまで同様実施していきたくと考えてございます。

ここから先、1枚飛ばして17ページをごらんください。ここからは緊急通報に関する状況の説明でございます。先ほどモバイルさんのご検討状況のご紹介がございましたが、私ども、固定の緊急通報についてのご説明になります。

まず17ページは、以前もご説明差し上げた緊急通報を確実につなぐための今後の実現方法を改めて、振り返りも含めてまとめてございます。緊急通報において、現在、PSTNで提供しております回線保留・逆信機能、呼び返し機能は、IP網移行後は継続困難でございまして、その代替機能として、指令台からのコールバック方式で対応していただきたいと考えてございます。指令台からのコールバック方式を実現するためには、現在のメタルの受理回線、これは真ん中辺ですね、このメタルの受理回線に加えましてコールバック回線を設置することになります。このコールバック回線は、将来を見据えまして光回線にしていきたいと考えてございます。さらに、ここから先でございますが、下の図でございまして、受理回線も光化してコールバック回線も重畳させた光IP受理回線としていきたいと考えてございます。その場合は、光IP対応指令台に台も更改していただく必要がございます。この場合、上の図でも下の図でもコールバック方式になりますが、このコールバック方式の提供に合わせまして、通報者との通話がつながりやすくなる5機能として、1XY番号通知機能、転送解除機能、着信拒否解除機能、第三者発着信制限機能、災害時優先接続機能、この5機能については提供していきたいと考えてございます。なお、既存のメタル受理回線は、2024年以降も局給電を継続いたします。いたしますが、光回線の場合は局給電ができませんので、各受理機関の既設の無停電装置、バッテリー等へのつなぎ込みを行い、電源を確保する必要があると考えてございます。当社としても、このつなぎ込みについてはサポートしていきたいと考えてございます。

18ページをごらんください。このページは、昨年秋以降の緊急通報受理機関様との対応状況でございます。警察庁、消防庁、海上保安庁様に対し、また、消防については全国732の消防本部に訪問しまして、回線の提供方式、通報者との通話がつながりやすくなる5機能の提供、費用負担について説明してまいりました。具体的にはこの下の表でございまして、まず回線の提供方式は、既存のメタル受理回線とは別にコールバック回線を設置、またはコールバックも可能な光IP受理回線の設置のいずれかによる提供をすること。次に、通報者との通話がつながりやすくなる5機能を提供すること。その次に、コールバック回線の設置工事費、回線使用料、コールバック通話料については

無料とすること。その次に、指令台の更改等費用は各受理機関様にご負担いただきたいこと、等について説明してまいりました。また、732の消防本部につきましては、実際にどういった指令台を今使っておられるのか、その指令台の更改予定時期がいつごろなのかというのもヒアリングをしてございます。ですので、今後は、これら、この表にございます説明内容について各受理機関様のご意向を確認していきたいと考えてございます。

19ページ、ごらんください。19ページは、各本部のヒアリングから得られた指令台の更改予定時期に応じて、提供方式の導入ステップが異なるということを説明したペーパーでございます。まず、一番上でございます。指令台の更改時期が2024年以降の本部様でございますは、メタルの受理回線のまま一旦IP網に移行するわけでございますので、2024年1月までにコールバック回線を設置して対応したいと考えてございます。その後、右側でございますが、指令台更改時期に合わせて光IP対応の指令台に切りかえていただきたいと思っております。次に真ん中でございます。2020年から2023年の間に指令台更改時期を迎える本部でございます。こちらについては、この更改時期で、そのタイミングで一気に光IP対応指令台に切りかえていただきたいと考えてございます。一番下でございます。2019年末までに指令台更改時期を迎える本部でございます。こちらは、実は光IP受理回線の導入というのが2020年の初頭を予定しておりますので、一旦メタル受理回線の指令台のまま更改していただいた後、2024年1月までにコールバック回線を設置して対応していただく。その次の更改時期に合わせて光IP対応指令台に切りかえていただくという3ステップになると考えてございます。ただ、これも可能ならばでございますが、更改を少し2020年まで繰り延べていただきまして、一気にこの真ん中のパターン、光IP対応指令台に切りかえていただければベターであると考えてございますので、そういった提案を今後していきたいと考えてございます。いずれにしても、今後はこうした拠点ごとの更改スケジュールに合わせた提案をしていく必要がございます。その提案をしていくためにも、まずはでございますが、前のページでもご説明した内容についてでございますが、各受理機関様のご意向を確認して、ご了解を得ていきたいと考えてございます。

前半戦の最後でございます。20ページをごらんください。指令台メーカー様との対応状況でございます。指令台メーカーが光IP対応指令台を開発・製造できるよう、すなわち、今まだ世の中に光IP対応指令台はございませんので、これを開発・製造でき

るように、警察庁、消防庁様と指令台メーカー様との打ち合わせに当社も参加しまして、コールバック回線や光IP受理回線に関する技術仕様を提示してございます。今後、海上保安庁の指令台メーカー様にも同様の対応を行っていく考えでございます。現在は、指令台メーカーにより寄せられた回線の技術仕様に関する問い合わせ等について対応中でありまして、今後は、各メーカーが2020年初頭までに光IP対応指令台を製造・導入できるように、メーカー様が準備できる時期等を伺いながら、指令台の検証環境も用意していきたいと考えてございます。

以上、少し長くなりましたが、前半部分のご報告となります。いずれにいたしましても、お客様との対応状況、緊急通報に関する状況、いずれもまだ二次答申後スタートしたばかりでありまして、今後も定期的に本委員会で報告していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内主査　　ありがとうございました。

それでは、今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思っております。先ほど、緊急通報についてはここで議論するというものでありまして、それも含めてといたしますか、ここで議論したいと思っております。いかがでございましょう。

○相田主査代理　　よろしいですか。

○山内主査　　はい。

○相田主査代理　　緊急通報のうちかと思えますけれども、1XYの発番表示に関しては、やっぱり発番偽装というのが非常に怖いところで、過去にやっぱり国際着信で1XYが表示された例というのがあったかに記憶しておりますので、これについてもそういう発番偽装をどこでどうブロックしたらいいかということで、関連事業者さん、NTT以外の事業者さんともよくタイアップしていただけるようにぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○NTT東日本（飯塚）　　おっしゃるとおりでありまして、後半で申し上げますPSTNマイグレーションに係る意識合わせの場に関係事業者でもそれが課題であると認識してございますので、意識合わせて、そうならないように進めてまいりたいと思っております。

○山内主査　　そのほかいかがですか。どうぞ。

○内田委員　　質問させていただきたいのですけれども、資料の4ページ目のところで周知活動されているということで、次のページで3.1万件の方から反応があったというこ

となんですが、実際、2,000万のお客様に送付して、どのぐらい認知度が高まってきたのかということが調べることができたら有益かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○NTT東日本（飯塚） 統計的と言えるほどまだ調査はできてないんですが、少し、お声をいただく中で、私どもアンケート調査的なものを行っておりまして、あくまでも答えていただいた方になんですけども、3割ぐらいはダイレクトメールを見たよとか、IP網移行見たよという方はいらっしゃったという反応ではございますが、ちょっとサンプルというか、母数も少ないので、それをもって世の中にほんとうに2,000万分の3割なのかというと、まだそこまではいってないかもしれないです。

○内田委員 最終的、理想的には、全部のお客さんにとということだと思うので、何らかの形で認知度を図りながら継続して活動していただければと思います。

○NTT東日本（飯塚） ありがとうございます。

○内田委員 よろしくお願ひします。

○山内主査 ほか、いかがですか。特によろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、NTTから、事業者間意識合わせの場の事務局等の立場から、事業者間での検討状況の説明、これをお願いしたいと。よろしくお願ひいたします。

○NTT東日本（飯塚） それでは後半、今度は資料36-4をごらんください。ここからは、NTT東日本・西日本と書いてございますが、立場を変えまして、PSTNマイグレーションに係る事業者間意識合わせの場の事務局の立場として説明させていただきたいと思ひます。固定電話のIP網移行に向けた事業者間の検討状況について報告したいと思ひます。

目次を飛ばして、2ページをごらんください。こちらは、事業者間で2017年度下期に実施いたしました取組の鳥瞰図になります。少しおさらいになりますが、事業者間意識合わせの場としては、テーマに応じてより専門的に検討を進めるべく、幾つかの分科会を設けてございます。個別のテーマについて検討を行うテーマ別検討会を設けております。ここで、事業者間精算とか、電話を繋ぐ機能とか、番号ポータビリティといったテーマ別の検討を行ってございます。さらにそれを専門的な検討を行う場、扱う場といたしまして、次の段でござひますが、IP-IP接続の技術的な課題について検討を行う技術検討の場を立ち上げて検討を進めました。また、複数の事業者で設備を共用してIP-IP接続を行う仕組みである共用L2スイッチ、この共用L2スイッチの検討

を行う会合も進めておりました。さらにでございますが、双方向番号ポータビリティの運用方法等を検討する会合も設置してございます。意識合わせの場とはちょっと違うんですけれども、マイラインの終了に向けた周知や移行スケジュール等を検討する場ということで、マイライン事業者協議の場も設けてございます。これらについて、2017年度下期は月に一、二回程度のペースで検討を進めてまいりました。これまでの検討状況を総じて申し上げますと、まずは2021年1月以降のIP-IP接続に向けまして検討は着実に進んでいると考えてございます。現時点、各社の開発や設備構築等に必要となる大枠の事項については合意したところでございますので、具体的にはこの次のページ以降でその内容を説明いたします。

3ページは、電話を繋ぐ機能に関する検討状況でございます。2021年1月以降のIP-IP接続開始に向けまして、開発工程に間に合うように、2018年6月に技術仕様を確定する必要がございます。この赤点線の右側でございます。そのための技術要件は3月に確定しなくてはならないと。この真ん中の赤点線でございます。ということで検討を進めてまいりました。そこに向けまして、まずはIP-IP接続に必要な信号等の標準化を検討し、新たに標準化すべき事項を事業者間で合わせた上で、情報通信技術委員会(TTC)に要望を発出いたしました。現在、TTCにて標準化の検討をいただいているところでございます。また、信号等の標準化検討と並行いたしまして、それ以外の設備構成に関する検討も進めてございます。例えば装置の冗長構成等ということでございまして、これについても3月末までに開発にかかわる必要事項について合意いたしましたところでございます。

4ページをごらんください。こちらは、電話を繋ぐ機能のうち共用L2スイッチについての検討状況でございます。まず、この共用L2スイッチにつきましては、構築保守を受託する立場でございますNTT東西から主な保守運用条件について提案をいたしました。その上で、その段階での検討参加事業者との間で意識合わせを行いまして、概算費用の試算を行いました。この概算費用というのがこの左下にございます表でございまして、イニシャルで1億円程度、ランニングで1,300万円程度、これを複数事業者で按分するというところでございますので、この費用按分の議論を行った上で、この春に改めてこの費用を見た上で、「どうしましょう、参加のご意向はございますでしょうか」という参加の意向を確認いたしました。確認したところでございますが、現時点、この右側の12社の皆様方が共用L2スイッチの利用を前提にコンソーシアムに関する継続

検討への参加の意向を表明してございます。今後、この12社様と私どもNTT東西で契約手続等の具体的な検討準備を進めていく予定でございます。

次のページをごらんください。ここからは、2ページにわたりまして双方向番号ポータビリティの実現に関する検討状況について説明いたします。まず、運用方法でございます。運用方法につきましては、MNP、すなわち携帯電話と同じ方式と、LNP、現在の固定電話の片方向番号ポータビリティに類似の方式の2案をより具体的に検討しているところでございます。この表をごらんいただきたいんですが、MNP方式は、携帯電話の番号ポータビリティの運用と同様に、お客様が電話番号を変更せず事業者を変更したい場合に、移転元の事業者と移転先の事業者の両方にお申し込みを行っていただく方式でございます。一方、右側のLNP方式は、現在の固定電話と同じでございます、お客様が移転先の事業者のみに申し込みを行う方式でございます。この特徴ということで表にございますが、実は左右の案それぞれメリット・デメリットはございまして、このメリット・デメリットに加えまして、今後はここに概算コスト等も少し把握いたしまして、そのコストを把握するためにはシステム対応がどの程度必要なのかについても検討を行った上で、このどちらの方式がいいか判断していきたいと。もちろん、判断に当たっては、お客様利便の観点を十分考慮していずれかに決定していきたいと考えてございます。

6ページは、双方向番号ポータビリティに関するそのほかの検討テーマでございます。上は共通番号データベースでございます。双方向番号ポータビリティを実現する番号データベースについては、基本的に各事業者が個別にデータベースを用意することになってございますが、ほかの事業者のデータベースを借りる、いわゆる共通データベース方式もオプションとして検討することとなつてございました。具体的には、共通データベース方式を利用する事業者様が2社、東北インテリジェント通信様とエネルギー・コミュニケーションズ様がいらっしゃいまして、この2社様から要求仕様が示されまして、全事業者で検討いたしました。その結果、まずは共用しない事業者以外には影響のないフロー、つまり2社以外には影響のない運用フローにできないかということにいたしました。今後でございますが、この真ん中の絵でいうと右側の矢印でございますが、共用希望事業者様2社が具体的に要求先を具体化した上で、すなわち、誰にこのデータベースを借りたいかということも含めてでございますが、当該事業者間で検討を進める予定でございます。

続いて、その他の合意事項について説明いたします。下の部分でございます。2つございますが、1つは、メタルIP電話のポートインに関するものでございます。PSTNからIP網へ移行するという趣旨を踏まえ、できる限りコストミニマムな実現方法としたいと考えてございまして、このコストを落とすためには、他事業者様が取得した番号をNTT東西のメタルIP電話にポートインする機能はもう具備しなくていいのではないかと。つまり、メタルIP電話、現在のPSTN電話からは出るほうはあるけれども、そこに他事業者様の番号をポートインするということは不要なんじゃないかということまで話をしてございまして、それで合意してございます。すなわち、メタルIP電話だけは現行どおり、片方向の番号ポータビリティが維持されるということになります。また、最後のポツでございますが、ロケーションポータビリティ、同一の電話番号で事業者の変更または移転ができる地理的エリアを拡大できないかという検討でございますが、これは、現在のNTT東西の収容ビル単位という制約を見直しまして、双方向番号ポータビリティの導入に合わせてでございますが、今よりも広い番号区画の範囲内で番号ポータビリティを可能としようということで、これは検討をまだ開始したところでございます。

7ページをごらんください。7ページはマイラインに関する検討状況でございます。まず1つ目、このマイラインについては大きく言うと2つのテーマで検討してございます。まず1つ目はユーザー周知でございまして、関係事業者間、マイラインについては東西以外に今5事業者いらっしゃるわけですが、私ども含めて7社で、マイライン終了に向けたユーザー周知の内容・スケジュールについて、ここにございますような図のとおり意識を合わせてございます。2024年1月以降に向けて、どのようにユーザー対応を行っていくかという検討をしてございました。このユーザー対応に係る、ユーザー周知等に係る費用の按分方法につきましては、NTT東西から案を提示して議論したものの、まだ合意には至ってございません。今後、ほかのマイライン関連企業、この下に説明いたします卸の条件なんかも含めて議論を進めていきたいと考えてございます。

2つ目が、マイラインの代替として私どもが提案してございます通話サービス卸の料金・条件についてでございます。これは、この委員会でも委員様限りでご説明したことがございますが、この関係の事業者にNTT東西から現時点での料金案を提示してございます。今後、この条件を見て、各社様において事業性を判断していくこととなっているという状況でございます。なお、この2ついずれも、周知等費用の按分についても、

もしくは卸の条件についても、現時点、未合意ではございますが、昨年度末というのが少し仕様をいろいろ固めなくてはいけない時期でございます。すなわち、NTT東西のIP網移行に伴う交換機等の開発要件の確定期限が2017年度末でございまして、これを迎えるに当たり、各社様からマイライン機能の開発を開始する必要があるとの意見はありませんでしたので、当該開発の着手は見送ることといたしました。これがマイラインについての状況でございます。

以上が、まとめると、ここ半年の事業者間の検討状況の報告ということでございます。

最後のページ、8ページをごらんください。こちらは、2018年度における事業者間の検討テーマのスケジュールでございます。今年度は、電話を繋ぐ機能の継続検討に加えまして、接続検証の内容・スケジュールの検討、移行方法・スケジュールの詳細化、費用負担に係る基本的な考え方の整理等を行う予定でございます。引き続き2021年以降のIP-IP接続の開始に向けまして事業者間で着実に検討準備を進めていきたいと思っております。その状況についてはまた、これも前半と同様でございますが、定期的にこの場、本委員会で報告していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山内主査　　ありがとうございました。事業者間での検討状況ということでご説明をいただきました。

じゃ、これにつきまして、ご質問、ご意見等あれば。どうぞ、石井委員。

○石井委員　　すみません、36-3のところも一緒にお伺いしてもよろしいですか。

○山内主査　　いいですよ。

○石井委員　　費用のところについて、36-3の18ページで指令台の更改等の費用は受理機関でご負担いただきたいということで、今後、意向を確認していくというご説明がありましたが、これについてどのような反応が上がっているのか、まだわからない状況なのかということをお教えいただきたいと思っております。

あわせて、36-4のほうで、7ページで通話サービス卸の提供条件・料金案が提示されたという段階ですけれども、これが合意に至るのかどうか、各社における反応がある程度上がっているのかどうかということも、可能な範囲で教えていただければと思います。

○NTT東日本（飯塚）　　まず、資料36-3のほうの緊急通報の指令台の更改等費用についてでございますが、こちらは、まだ私どもの意向を説明した状況でございまして、

ここにリード文の最後に書いているとおりでございますが、これも含めて各緊急通報受理機関様のご意向を今後確認していく予定でございます。ですので、ちょっとまだ反応について一律にこうだというふうに申し上げられるような状況にはございません。

次に、資料36-4でございますが、7ページのマイラインというか、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件についてでございます。こちら料金案を提示しまして、各社様、中には、もっと割引率というんですかね、料金・条件をよくできないか、ちょっと今のこの条件では厳しいんじゃないかというご意見もございますが、いずれにしても、そこは各社様でもちょっと精査していただくということで、こちらはまだ、今、直ちにこれがいいとか悪いとかという状況になってないというのが現状でございます。

すみません、いずれもまだはっきりしないという状況で恐縮でございます。

○山内主査　　なかなか難しいところですね。これからということございました。

ほかにいかがでございましょう。はい、どうぞ。

○相田主査代理　　今まであんまり話題になったことがこの場でなかったかなと思うんですけど、着信課金サービス、これは0120、0800を使うものと、それから00XYでやるもの、それぞれについてこの実現方式とかいうのがフィックスして動き出しているのか、それから、0120、0800については、それにまた双方向の番号ポータビリティが絡んでくると思いますけれども、そちらについてもどんなような進捗状況なのか、ちょっと教えていただければと思います。

○NTT東日本（飯塚）　　着信課金サービスに関してですが、まず、先ほどのページでいうと3ページを開いてもらって、いわゆるサービス呼につきましても、お互いの事業者で開発とか構築に入るために信号は先に固めなくてはいけないということございまして、この着信課金サービスを実現するに当たって、どういった信号は最低限必要か。実を言うと、PSTNの信号そのまま持ち込むのは無駄じゃないかという議論をしておりましたので、その絞り込みの議論をしておりましたので、各事業者で必要最小限な信号については標準化検討を行って、標準化要望を上げているという状況でございます。ただ、具体的な接続形態とか費用負担とか、そういったものは全くこれからという状況でございます。

○NTT西日本（黒田）　　すみません、補足をしますけど、接続形態で申し上げますと、フリーダイヤル等については、発信側からまずサービス事業者という2者間接続、それとサービス事業者様から着信側の事業者という2者間接続、この2者間の接続2つを組

み合わせて、サービス事業者さんが全体のサービスをコーディネートすると、そういう大きな方式までは決まっております。具体的には、着信課金番号ポータビリティなんかの話については、今の接続形態とかのものを実際サービス事業者間で今後決めていくというフェーズに入っていますので、ほんとうのシンプルな接続形態のところまでは決まっていますが、具体的なところはこれからというフェーズになっております。

○山内主査　よろしいですか。

○相田主査代理　はい。

○山内主査　そのほかいかがですか。大谷委員、ありますか。

○大谷委員　どうもありがとうございます。すみません、遅くに参加いたしまして、十分にご説明を聞かずに質問させていただきます。36-4の資料の幾つかの項目を拝見して、かなりお尻が決まっているタイトなスケジュールの中で、これは他の事業者とも協議の機会を精力的に設けて検討していただいているご様子というものがうかがえました。そこで、やはりマイラインのところは私は気になっておりまして、追加でご質問させていただけるとありがたいです。7ページのところで、まず、周知の費用につきましては、東西から費用の精緻化、そして大幅に絞り込む案の御提示があつて、それなりのご評価があつたということですが、大体その費用の総額の規模感というのがどうなっているのかということと、それから、今後、マイラインに関するその他の費用もあわせて総合的に議論するというので、その他の費用としてどのような項目が今後俎上に上がってくるかといったことなどの少し具体的な情報をご提供いただけますと、今後の進捗についての概要というのが私なりにつかめるような気がいたしますので、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○NTT西日本（黒田）　周知の費用につきましては、あくまでも現時点でわかっている情報に基づくシミュレーションということになっていたんですけれども、全体で周知費用として13億円ぐらいということを見ています。ただ、もともとメタルIP電話の周知とセットということになりますので、メタルIP電話の周知のほうに、それは基本的にNTTが本来やるべきところなので、そこに同封するという形なので、全体のコストはもっと多くかかります。マイラインに係るものを当初13億円程度という話をしていたんですけれども、精緻化して、考え方などを整理して一部さらにNTT側のほうに寄せて、現時点8億円ぐらいということで周知をしています。その他の費用といたしましては、卸の料金などを基本料とセットで回収代行等をNTT側でやってもらえないか

といった話などもやはり出てきましたので、その回収代行に要する手続費用などをどのように設定しようかと、どういう方式でやろうとかいうことを、ちょっとその数字などはまだご提示できてないんですけれども、そのやり方等を含めて、現在、協議をさせていただいているところでございます。

○大谷委員　どうもありがとうございました。かなり具体的な費用項目、しかも回収代行も視野に入れた対応ということだと、ほかの事業者にとっての利便性ということもご配慮いただいて検討が進められているということですので、引き続き検討がなされていけば、どこかで合意が見えてくる日も遠くないだろうというふうに、ちょっと楽観的にお話を伺わせていただきました。数年先といっても、すぐ手前にもう見えてきている話も多々ございますので、各社の事業の採算を見る上で必要な予測可能性を高める情報を積極的に開示していただいて、さらに協議が調うようにNTT東西の引き続きのご努力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。

そのほかのご発言ございますか。特によろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上ということになります。本日の議論を踏まえまして、NTTをはじめとする関係者の皆様におかれましては、引き続き確実な着実な取組をお願いしたいと思います。

あと、本委員会といたしましては、固定電話網のIP網への円滑な移行に向けまして、今後も定期的なフォローアップを続けていきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議事は終了ということになりますが、最後に、事務局から次回の日程等についてもしご連絡があればお願いしたいと思います。

○宮野事業政策課補佐　次回の委員会日程等につきましては、別途ご案内をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上